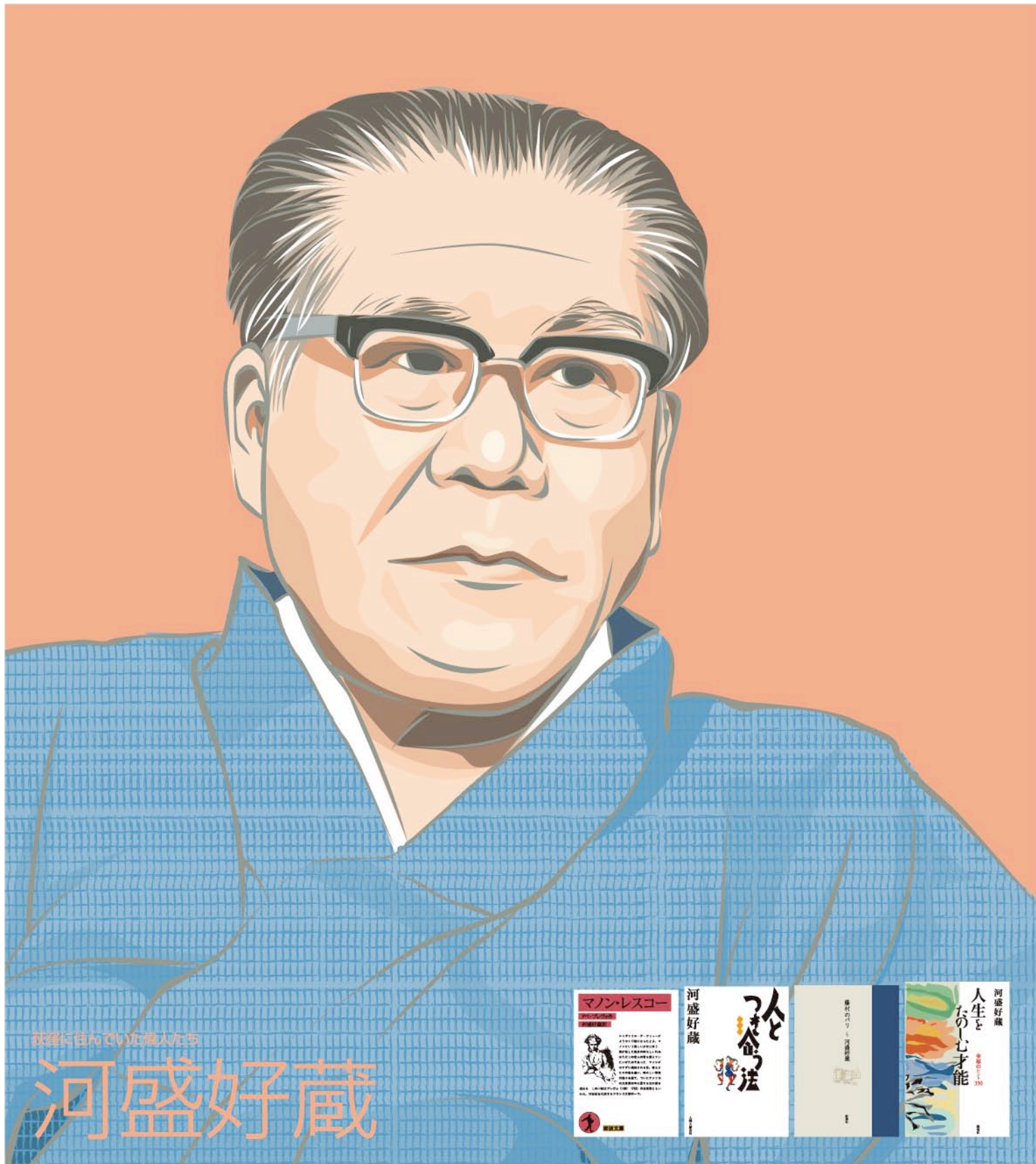


荻窪法人会 会報

OGIKUBOHOJINKAI BULLETIN

FEBRUARY 2006



数筆に住んでいた偉人たち

河盛好蔵



CONTENT

3 新春のごあいさつ

- ◎水島隆年 荻窪法人会会長
- ◎柿沼節夫 荻窪税務署長
- ◎中西 充 東京都杉並都税事務所長
- ◎本橋喜久雄 東京税理士会荻窪支部長
- ◎山田 宏 杉並区長

5 会員増強中間報告

納税者の権利はこうして守られる

7 6団体共催「税を考える週間」 特別講演会

◎柿沼節夫 荻窪税務署長

「明るく、楽しく、元気よく!」

10 副署長インタビュー

◎齋藤 哲 荻窪税務副署長

本音トークの座談会シリーズ
法人会の原点は支部活動

12 支部長座談会 Part2

18 支部長訪問

◎山下民子 第23支部長

19 第4回 ブロック対抗ゴルフ大会

新連載 何が変わるの?

20 第2回 今話題の新会社法

◎税理士 小林 蒼光

22 税務コーナー

24 荻窪四方山話

26 荻窪法人会「メンバーズビジネスローン」

西武信用金庫

27 納税表彰式

新年賀詞交歓会

委員会・部会報告

女性部会 / 青年部会 / 源泉部会

厚生事業委員会 / 社会貢献活動事業委員会

ブロック・支部だより



河盛好蔵 (かわもり よしぞう)

大阪・堺市生まれ。京大仏文科卒業後、「ベル・エポック(良き時代)」のフランスに2年半留学。モリス(人間研究家)の文学者を研究した。戦後は文芸誌「新潮」の顧問や東京教育大学などの教壇に立ちながら筆を振るった。

コクトー、パレリー、モーロワなどフランスの近現代文学の研究、わかりやすい紹介に努め、「フランス文壇史」(読売文学賞)、「パリの憂愁—ボードレールとその時代」(大仏次郎賞)が代表作。「文学空談」「井伏鱒二随聞」など人間への好奇心あふれた評論でも知られた。70年に日本芸術院会員。88年、文化勲章を受章した。明るく開放的な人柄で「Bクラス」をもって自ら任じ、フランス仕込みのエスプリと良識が生み出す「人ときあう法」などの啓蒙的エッセーは多くの愛読者を得た。

89年に脳こうそくで倒れたが、97年に「藤村のバリ」を10年がかりで完成。95歳で母校京都大学の文学博士号を授与され、また最高齢で2度目の読売文学賞を受賞した。

2000年天沼にて永眠。

新春のあいさつ

水島隆年 荻窪法人会会長

益々進む法人会活動の活性化にさらなる期待！
公益法人制度改革が法制化され
法人会の意義を見直す時期に



Takatoshi Mizushima

明けましておめでとうございます。
荻窪法人会会員の皆様には、お健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年中は当法人会の諸活動に対して、深いご理解と力強いご協力、ご支援をいただき厚くお礼申し上げます。
昨年は、JR西日本の福知山線での

脱線事故、広島でおきた小学女児の殺害など痛ましい事件事故が多く発生し、心が痛む年でした。

一方、小泉総理が率いる自民党の大勝により郵政民営化法が成立し、変革のスピードが上がり、ビジネスチャンスが拡がり、景気が上向くと考えられました。今年最後になり、マンション・ホテルの耐震偽装事件が発生し、生活の根底から安全・安心が侵され、官から民への移行が鈍ると思われる。

法人会活動の昨年の成果は、支部長・ブロック長・組織委員様の努力により、70%の組織率を確保していただいた事と思います。

法人会全体のゴルフ大会も今年で4回目を迎え定着し、それにより各ブロックでもゴルフ大会が行われ、法人会全体でも行っていた旅行をブロックでも企画し参加者から喜ばれていると聞きました。これは、法人活動が益々

活性化が進んでいる事と思われ、喜ばしいことです。青年部会は30周年を無事終わらせ、ひとつの区切りがつき、将来への一歩が出来ました。

女性部会も今年30周年の式典を4月に迎えられる事となり、一層の発展をお祈り申し上げます。

今年は、法人会としては支部・ブロックの編成替えを行うつもりです。是非、ご協力の程、よろしく願います。また、小泉首相の変革が進むにつれて、公益法人制度改革が法制化され法人会の意義を見直す時期になりそうです。

皆様と大いに意見を交換し、まとめて行きたいと思えます。

会員の皆様には積極的にご支援下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。平成18年が希望に満ちた年でありますよう、会員の皆様のご健勝と会員各社のご繁栄をご祈念申し上げ、新年のあいさついたします。

自書申告の一層の定着に向けて

新年あけましておめでとうございます。
平成 18 年の年頭に当たりまして、社団法人荻窪法人会の会員の皆様に謹んで新年のお慶びを申し上げます。
平成 17 年分所得税・消費税等の確定申告におきましては、本年も「自書申告」の一層の定着に向けた相談体制で臨むこととしておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

柿沼節夫
荻窪税務署長



適正・公平な税務行政を

新年明けましておめでとうございます。
本年も納税者の皆さまの税に対する信頼を確保し、適正・公平で効率的な税務行政の推進に取り組んでまいります。
法人会の益々のご発展と皆さま方のご健勝を心よりお祈り申し上げます。

中西 充
杉並都税事務所長



良きパートナーとして

新年明けましておめでとうございます。
税理士は皆さま方の良きパートナーとして、今年も精一杯努力します。会員皆さまの事業のご発展とご健勝を心からお祈り申し上げます。

本橋喜久雄
東京税理士会荻窪支部長



日に新たな気持ちで

明けましておめでとうございます。今年も「日に新た、また日々に新たに」の気持ちで、杉並区の発展と区民の皆さまの幸福と繁栄のため、誠心誠意区政に取り組んでいく決意でございます。

山田 宏
杉並区長





組織委員会

会員増強中間報告

12月2日、荻窪法人会2階会議室で組織委員会主催の会員増強中間報告会が行われました。
 荻窪税務署から山口統括官と山口上席調査官が出席されました。
 水島会長、山口統括官の挨拶のあと、志村組織委員長が会員増強の中間報告を行ない、
 3月までは会員増強に頑張って欲しいと挨拶。

会員増強中間報告で加入率が70・6%と発表。
 昨年引き続き東法連ベスト3の成績。

■支部別加入率 (H.18 1月6日現在)

BLOCK 1	支部	稼動数	会員数	加入率
	1	158	115	72.8%
	2	159	141	88.7%
	3	161	146	90.7%
	4	202	158	78.2%
	5	154	113	73.4%
	計	834	673	80.7%
BLOCK 2	支部	稼動数	会員数	加入率
	6	88	59	67.0%
	7	52	51	98.1%
	8	228	126	55.3%
	9	249	138	55.4%
	10	110	52	47.3%
	11	100	91	91.0%
	計	827	517	62.5%
BLOCK 3	支部	稼動数	会員数	加入率
	12	154	97	63.0%
	13	126	76	60.3%
	14	76	63	82.9%
	15	142	127	89.4%
	16	62	58	93.5%
	17	144	125	86.8%
	計	704	546	77.6%
BLOCK 4	支部	稼動数	会員数	加入率
	18	135	102	75.6%
	19	137	79	57.7%
	20	153	92	60.1%
	21	147	91	61.9%
	22	122	72	59.0%
	23	163	124	76.1%
	計	857	560	65.3%
BLOCK 5	支部	稼動数	会員数	加入率
	24	134	76	56.7%
	25	138	79	57.2%
	26	150	104	69.3%
	27	129	106	82.2%
	28	223	152	68.2%
	計	774	517	66.8%
事務局			会員数	
			8	
合計		稼動数	会員数	加入率
		3,996	2,821	70.6%



あいさつする山口上席調査官



あいさつする山口統括官



活動報告する志村組織委員長



あいさつする水島会長

会員にどのような メリットを 提供できるか

永田政弘 組織副委員長

昨年、12月2日に荻窪法人会2会議室において、組織委員会主催の会員増強報告会議が開催された。

対象は、各ブロック長、支部長、理事、副支部長、組織委員、及び共済関係の方で、その他に、来賓として、税務署からは山口門統括官と山口上席調査官、そして水島法人会会長が出席された。

この会員増強報告会議は、昨年10月、11月の2ヶ月間にわたる会員増強月間を終えての結果を、会員増強に大変お力を頂いた、各ブロック長、支部長及び関係者の皆様に報告をさせて頂く為に開催されたものである。

はじめ、水島会長からご挨拶を頂き、続いて署から山口統括官にご挨拶を頂いた。そしてその後、志村組織委員長から今回の会員増強活動の報告をさせて頂いた。

結果として12月2日現在で、稼動法人数3996社の内、会員数2812社で加入率が法人会全体で70・4%となった。稼動法人数を確定した、9月1日からの入会数は43社という結果と

なった。

その後、缶ビールと軽食をつまみながらの懇談の場となり、そこでまず今回我々と一緒にまわり、大変お力添えを頂いた、大同生命の各支部担当者の皆様からご挨拶と、それぞれまわって頂いた感想をお話頂いた。そしてその後、各ブロック長の皆様からお話を頂いた。各ブロック、支部の皆様も講演会をはじめ、いろいろとイベントを企画してそこから増強につなげるなど、例年以上に皆工夫をされているようであった。ただ、なかなか長年入会されない会社に対しては苦勞されているようで、中には今回新規で管内の登録になった企業のみターゲットを絞って勧誘をされた支部もあった。

その中でも、特にこれまで、ブロックでの会議と、支部での会議を中心に増強活動に熱心に取り組んでおられた市川社長から一言お話し頂き、その熱心に取り組まれた増強活動のお話に、皆さん聞き入っていた。

井口組織担当副会長からは、昨年度まで実際に組織委員長として、増強活動の指揮をとっておられ、その時からの目標である、会員3000社の達成と、その増強活動が法人会全体の活性化につながり、そして勿論会員企業のそれぞれの活性化にまで繋

がっていく、ということを熱くお話されていた。

そして、再度に石黒組織副委員長の中締めにより会員増強報告会議は、お開きとなった。会員増強期間は終わったが、今期としては3月末日まであと2ヶ月ある。この2ヶ月を、いかにこれまで入会された会員を定着させ、会員増強期間中の実績を基盤に是非とも実のある結果が出るようにして行きたい。その為には、絶えず法人会が、会員にどのようなメリットを提供できるか、確認することが重要となるであろう。



会員のみなさん

平成17年度 6団体共催「税を考える週間」特別講演会

国税不服審判制度について ―納税者の権利はこうして守られる―



柿沼節夫 荻窪税務署署長

平成17年11月28日、荻窪タウンセブン大会議室において、「税を考える週間」特別講演会が開催されました。この講演会は、東京税理士会荻窪支部、荻窪納税貯蓄組合連合会、荻窪青色申告会、東京小売酒販組合荻窪支部、荻窪間税会、荻窪法人会の6団体による共催で行われました。講師にお迎えした荻窪税務署長の柿沼節夫氏は、平成15年から2年間、国税不服審判所の審判官を務められました。当時の具体例などを挙げながら、納税者の権利を守る国税不服審判制度について講演され、充実した講演会となりました。

税務署長、国税局長による税務処分

先日、法人会の方から国税不服審判所についてご質問を受けました。意外にご存じない方が多いのではないかと思います。今回は、私が以前に勤務しました審判所のPRも兼ねて国税不服審判制度についてお話したいと思います。

納税者の皆さんは、毎年、一定時期に確定申告をはじめ法人税、消費税の申告をされます。申告する所得金額や税額の計算に誤りはないか、税務署長、国税局長がそれぞれの税法等に照らして税務調査を行い、誤りがある場合は更正処分を行います。その更正処分に伴い、増加した税額に対して10%の過少申告加算税を、その申告が仮装または隠蔽の場合はその税額に対して35%の重加算税といった賦課決定処分が行われます。そのほかに納税者が申告をしなかった場合には、税額を確定する決定処分を行います。また、青色申告をしている納税者が帳簿をつけていなかったり、調査官に調査の際に帳簿・書類を提出しなかった場合は、青色申告の取消処分をします。このほか、滞納があった場合、滞納国税を徴収するための財産の差押え処分をいたします。

以上のように、税務署長あるいは国税局長がした更正処分、賦課決定処



講演する柿沼署長

税務処分に対する異議申立て

この異議申立ては、処分を行った税務署長あるいは国税局長に対してまず最初になされます。その理由は、事実関係をよく知っている税務署長に、担当者を変えて違った目で見直しをさせるのが効果的であろうということです。

分、徴収に関する差し押さえ処分等に対して納得できない場合、納税者が不服を申し立てる制度として、「異議申立て」と「国税不服審判所長に対する審査請求」の2つがあります。

処分に対して不服がある場合には、原則として処分を受けた日から2か月以内に、文書で税務署長、国税局長に対して異議の申立てを行うことができます。異議申立てというのは、処分をした課税庁に対して行う不服申立てをいいます。異議申立てをすると異議決定という処分が決定されますが、それに納得できない場合には、さらに国税不服審判所長に対して審査請求を行うことができるというシステムになっています。

税務署長がした処分でも、更正処分の通知書に、その処分のもととなった調査が国税局の職員によって行われた旨の記載があれば国税局長に申し立てることになっています。たとえば、税務署では原則的に資本金が1億円以上の法人を調査していません。その場合、東京国税局の調査部という部署で管理・調査をしており、その法人について更正処分をする場合は税務署長名で通知がなされますが、国税局長に異議を申し立てることになります。異議申立ての例外規定として、青色申告書を提出している個人・法人は、税務署長がした処分については異議申立てをしないで、直接、国税不服審判所長に対して審査請求を行うことができます。同じく、国税局長がした処分でも、選択により直接審査請求をすることができます。

法的安定性を図るため、異議申立てをする期間は、処分のあった日、処分

の通知の来た翌日から2か月以内とされており、期間を過ぎた場合は受け付けられません。方法ですが、異議申立ては、すべて文書で行うのが原則となっています。異議申立書のなかには、異議申立てに係る処分、処分の通知を受けた日、そして異議申立ての趣旨および理由等を記載します。このような異議申立書が税務署長に提出されますと、税務署長は、担当者を変えて、その申立ての事実内容を調査、再審理をして異議決定を下します。これは税務署長の結論であり、異議決定の態様には、却下、棄却、取消、変更があります。却下は、異議申立て自体が不適法で審理することなく、要は門前払いです。棄却は、調査の結果、納税者の主張は認められないということです。納税者の意見を認めますというのが取消で、一部取消と全部取消があります。また、変更とは、たとえば耐用年数の短縮の承認申請に対する処分、その承認した耐用年数を5年から3年等に短縮・変更すること等をいいます。

国税不服審判所長に対する審査請求

下された異議決定におお納得がない場合、異議決定がなされた1か月以内に、不服審判所長に対して審査請

求を行うことができます。一部の例外を除いて、審査請求は異議決定という段階を経てなされるのが原則です。また、異議申立てをしたけれども、3か月を経ても異議決定がなされていない場合には、納税者の権利・義務をそのままにしておけませんので、納税者の判断によって、異議決定を経ないで審査請求ができることになっています。

審査請求の方法ですが、異議申立てと同じく全部文書で行われ、審査請求に係る処分、処分があったことを知った年月日、審査請求の趣旨及び理由などを記載します。審査請求書は正副2通を提出することになっていますが、これは処分した税務署長に提出してもよく、この場合は税務署長から国税不服審判所に送付されます。

実際の審理の進め方ですが、審査請求人から提出された正副2通の審査請求書が国税不服審判所に收受されます。国税不服審判所は、この審査請求書が法令の要件を満たしているか形式審査を行い、一覽して容易に判明する簡易



真剣に聞く会員のみなさん

な誤りについては補正を求め、審査請求をすべき期間を過ぎている場合は、受け付けずに却下の裁決をします。適当と認められる審査請求書は正式に受理し、処分をした処分庁に副本を送付します。そして、原処分庁である税務署長に、処分の理由主張等を書いた答弁書を求めます。原処分庁から正副2通の答弁書が国税不服審判所に提出されると、国税不服審判所は公正を期するため、定められた順序に従って、それぞれの事案を担当審判官に配布します。担当審判官が指定されると、担当審判官指定通知が審査請求人に送付されます。これは、その人がその事件の調査審理の責任者であることを審査請求人に知らせるもので、同じように原処分庁にも送られます。そして、原則として担当審判官を含めた3名の審判官によって合議体が結成され、実際に審査、合議を行うこととなります。

担当審判官は、審査請求人に反論書を求めたり、原処分庁から書類等の提出を求めたり、それらに対して質問、調査を行い、審理、合議を進めます。調査が出尽くしたとき、議決を行うための合議が行われ、3人の審判官の多数決で議決がなされます。その議決に基づいて、不服審判所の所長が裁決を行い、最終的にどのように裁決したのかを文章にまとめ

た、裁決書謄本が審査請求人、原処分庁の税務署長等に送付されています。

却下、棄却あるいは一部取消の裁決がなされ、なお不服がある納税者は、裁決が出てから3か月以内に地方裁判所に原処分取消訴訟を提起するということになっています。

税法というのは複雑できわめて専門的であるため、国税局、税務署、国税不服審判所の知識と経験を生かして事件を解決するのが望ましいとされ、異議申立てをすることができる処分にあつては異議決定を、審査請求をすることができる処分にあつては裁決を経た後でなければ裁判所に取消訴訟はできないことになっています。また、審査請求を受けて訴訟に至った場合でも、その事件がどのような内容のものであるか、争点は何かといった点が明確となり裁判で役立つこととなります。

第三者的立場の国税不服審判所

国税不服審判所は昭和45年に発足しました。発足以前は、税務処分に不服があつた場合の機関として協議団がありました。これは国税局の組織の一つで国税局長の権限下にあつたために、ややもすると調査・審理が国税局の影響を受けやすい、あるいは国税庁長官や国税局長の権限や考え方を超えて裁

決することができないという、執行機関からの独立性の限界がありました。

そこで独立性を高めるために、第三者的な裁決を行う機関として発足したのが国税不服審判所です。

国税不服審判所長は、国税庁長官が財務大臣の承認を受けて任命することになっています。国税庁長官は、税務処分の権限と、申立てに対して決定する権限を持っていますが、そのうちの不服申立ての決定処分を国税庁長官から分離して不服審判所長に与えたのが国税不服審判所制度です。そして、第三者的な立場に立つて納税者の権利救済を図る、という制度です。

しかしながら、国税不服審判所は、

理念的には第三者的機関であるといえ、国税庁の組織の中の特別な行政機関であり、審査請求は行政手続のひとつであつて、司法手続きではないので、訴訟とは異なる点が見られます。

審査請求の審理等は裁判のように公開の法廷で口頭で審理等が行われるのではなく、非公開で、審査請求人と原処分庁から提出される反論書・答弁書などのやりとりにより審理を行う書面審理主義が原則となっています。

そして、国税不服審判所の運営については、先ほど言いましたように審判官、副審判官などの合議体で行われているのです。以上、国税不服審判所の制度についてお話しさせていただきました。

ホワイボードを使って説明する柿沼署長



齊藤 哲

荻窪税務署副署長
Tetsu Saito

「明るく、楽しく、 元気よく！」



齊藤副署長は、平成17年7月に荻窪税務署副署長に着任されました。高校の野球部ではセンターで一番バッター、さらに足が速かったため陸上部でも活躍していたとのこと。そんな、野球が大好きだった少年時代から、国家公務員への道を選び、管理・徴収部門での思い出、そしてお孫さんと遊び、畑で自然と戯れる現在までのお話をうかがいました。気取らないお人柄で周囲の人を楽しませてくれる齊藤副署長。笑いの絶えないインタビューとなりました。

聞き手／鹿野修二 矢澤規充

管理・徴収部門の エキスパート

齊藤副署長のお生まれは、北海道夕張郡長沼町。稲作地域で、冬になると、人の身長ほど雪が積もったそうです。

7人兄弟のちょうど真ん中、野球が大好きな少年でした。近所の友達を集めて、田んぼで三角ベースに興じる一方で、こづかい帳をきちんとつけ、小銭を貯金する几帳面な少年でもありました。

そして、いつしか国家公務員をめざし、税務職員への道を選びます。

「公務員試験に合格したとき、田んぼで作業している両親に、大きな声で報告したんです。喜んでくれましたねー。田舎ですから、当時は国家公務員になる人は珍しかったんです」

昭和40年4月、札幌国税局に採用され、その日の夜行列車で東京へ出向。北海道から出たのは、高校の修学旅行で仙台へ行ったとき以来、もちろん東京は初めてでした。

「当時の研修所は新宿区若松町で、そこに宿舎もありました。北海道から、いきなり新宿ですからね。でも、気がちっちゃくていなかっぺだったから、一人で外へ出る勇氣もなくて…（笑）」

研修終了後、最初に赴任したのが戸塚税務署の徴収課でした。当時は、管理

部門がなく、徴収課納税貯蓄組合係に配属されたそうです。齊藤副署長の経歴はここから始まりました。

「管理のなかでも、納税貯蓄組合の担当で、ちょうど振替納税制度が導入された翌年の41年当時忘れもしない振替利用勧奨の明けくでした。当時は納税貯蓄組合が非常に活発で、法に守られている協力団体の指導ができる大事な仕事なんだと、誇りを持って担当していたことを思い出します」

「本当は口べたで（笑）」とおっしゃる齊藤副署長。最初の仕事から、振替納税をお願いする外回りをしたこと、連合会長や単位組合長との接触を通じて誰とでも積極的な話ができるように変わっていったといいます。

「今の自分があるのは、納税貯蓄組合の仕事があったからです。ですから、本当によかったと思うんです。やはり、税務職員になったからには、税務調査などもやってみたいと思ったこともありました。希望を出してみたこともありましたが、『おまえは管理だから』などと言われて、結果的には局・署を通して管理事務25年、徴収事務12年を経験するに至っております。だんだん年数を重ねるにつれ、後輩のためにも、管理・徴収のための組織作りに力を入れようと思ってやってきました」



鳥のさえずりを聞きながら 畑で汗を流す 楽しさ

これまで赴任されたのは、東京国税局や東京管内の税務署、そして横浜を中心とする神奈川県下の税務署です。12年前に山梨県韮崎に住居を移し、ウィークデーは単身で東京、週末は自宅で過ごす生活が続いています。

「自宅の近くにはう歳になる孫がいて、私が金曜の夜に帰るのを待ちかまえているんですよ」と、うれしそうに語る副署長。東京での単身生活も、最初のころこそ大変でしたが、今はすっかり慣れて、自身の健康を第一に考えた生活パターンを守られているとか。食事も、外食などはほとんどせず、週明けには奥さんが作ってくれたおかずを持ち帰り、あとは自分で作られるそうです。

ご趣味は？の質問に「草むしりかな（笑）」と。山梨は、もともと奥様の実家の近く。義父母が残してくれた畑を耕し、作物を作るのが一番の楽しみだそうです。

「畑の作業は手動式。週末に帰るのは、そこで汗を流すためにでもあります。誰もいない山の中の畑は、ただ鳥のさえずりが聞こえる。そこに1人ポツンとい

て、草むしりをしている。そういうのがいいんです」

齊藤副署長のモットーは、そのお人柄どおり「明るく、楽しく、元気よく!」。署内の後輩には、常々「それぞれの人が、それぞれの立場でやるべきことを、責任を持って行うことが大事」とアドバイスされています。

「礼儀作法も大事です。なかには、あいさつもきちんとできない人もいますから。もし、税務署から調査に行つて、あいさつができてないときは、法人会の皆さんには厳しく言つていただければありがたいですね。きちんと注意してもらわないと、これでいいんだと思つてマイペース型になる。これは怖いことです」

近ごろは萩窪管内を自転車で回られているという齊藤副署長。最後に、萩窪法人会への一言をお願いしました。

「勤務してきた署で、いろいろな法人会を見てきましたが、萩窪はすばらしいと思います。法人会の各組織が充実していて、毎月の事業活動も日程がきちんと計画されて確実に行われています。役員の皆さんの意気込みも違います。非常に活発なうえに、70%を超える組織率をさらに上げようと努力されているのですから、税務署としても本当にありがたいなあと思っています。あまり



ヒートしても、こちらがついていけなくなっちゃう（笑）。萩窪税務署の担当者も頑張っていますし、私も一生懸命やりたいと思っていますので、よろしく願います」

支部長座談会 Part 2



支部長 座談会出席者 (敬称略)

第2支部長	太田順一	(株) 太田工業
第6支部長	佐野龍雄	(有) サノ富士
第11支部長	三輪勝久	(株) ミオックス
第13支部長	佐藤熊男	(株) 不動産鑑定 佐藤研究所
第14支部長	渡辺 寛	(宗) 熊野神社
第15支部長	井上和英	豊多摩通運 (株)
第17支部長	榊原 昭	(株) アーバンファミリー
第27支部長	田辺一郎	やよい運送 (株)
広報委員長	鹿野修二	ADLIVE (株)
広報副委員長	矢澤規充	(有) 春日園

法人会の原点は支部活動。 まず、人と人のつながり、そして地域に貢献すること。

支部長座談会の第2弾は2期目を向かえた支部長にお集まりいただきました。法人会活動の中枢を担う支部長の意見には実践に裏打ちされた貴重な提言が幾つかありました。活性化委員会や地域特性を考慮した支部長会の開催の提案などがなされました。また法人会の原点はと言う質問には、人と人のつながりを大切に。そして地域にどう貢献していくのか。地域活動を通して法人会の理解を求めていく事が重用とそれぞれの支部長は発言されています。

まず顔合せて、あいさつから

鹿野修二 広報委員長 今日2期目を向かえた支部長にお集まりいただきました。法人会の原点は支部活動にあると言われています。この原点とは何かそこから話を進めていきたいと思っています。

田辺一郎 第27支部長 一番難しい話かなと思います。私は2年半ぐらい前に支部長を拝命しました。前支部長が、和気あいあいと仲間づくりをされていたので、私もその路線を継続していきたいと思ひ会員増強などはみんなで行うと幹事の人たちと実際に活動しています。それで今期からは、27支部ではファックスを流すのではなく、テレフォンでいこうと。

そのきっかけは、総会の際に委任状が足りないから委任状をもらってくれという話があり、せっかく会費を年間12000円ほど払っているわけですから、全部顔を出そうということでブロックの研修会のとことかゴルフ会のとことには、二手に分かれて勧誘をきちんとし、初めてメンバーのところに顔を出すようになったんです。まずは顔を合せてあいさつができればということを中心に27支部ではやらせていただきました。

榊原昭 第17支部長 私の支部は地域密着型といいますが、普通とは違っておもしろいところです。実は4年ほど前までは15支部に会社がありました。その後、17支部に移りまして、そのときは幹事と同時に組織の副委員長だったものから会員増強により力が入っていたわけですね。私のイメージの支部は、15支部が頭の中にあつて、それが17支部に行きますと全く違っていました。

役員会を1時間やるとそのうちの15分ぐらいは法人会の話をして、今度は商店連合会の話があつて、それが終わるとみこしの会の話、次は町会長の話がある。要するに法人会も商店会もメンバーがほとんど同じで、部外者私一人、あとは全員が子供のころから知っている人ばかりなんです。

ですから1期目のときには、それこそ支部長が私で副支部長は町会長さんだ、商店連合会長さんだ、神社の総代だ、全部その人たちに副支部長になっていたって助けてもらいました。

それから少しずつ役員を、若手にして育てようとしています。

ただ、デメリットとしては、昔からの方たちが年をとってきて、あとは君たちに任せたら頑張ってくれよと、少しずつ足が遠のいていくような感じが今しています。



太田順一 第2支部長



佐野龍雄 第6支部長



三輪勝久 第11支部長



佐藤熊男 第13支部長



渡辺 寛 第14支部長



井上和英 第15支部長



榊原 昭 第17支部長



田辺一郎 第27支部長

井上和英 第15支部長 私どもの15支部は、累々と歴史と伝統をつくってこられた方がたくさんいます。そういう活動をしてきた支部の中で、やはり諸先輩のご指導を仰ぎながらこの支部を活性化していきたいと。

どちらにしても、まず役員の方のお名前、お顔がわからない。役員会を開いても、なかなか集まりにくい。

それで今年度につきましては、20数名いた役員の方で、本当に支部の役員として活動していただける方をお願いしました。少数精鋭になりましたが、12名の役員の方に再度お願いしまして、ここ数回支部役員会を開きました。基本的には100%出席していただいて、いろいろな形で前向きな意見交換を図れました。

佐藤熊男 第13支部長 支部活動の原点はやはり組織の拡充と新入会員の増強、それから会員の維持。この三つに絞られると思います。勧奨で回っていますと、旧会員の方に出くわすことがあるんですね。いつの間にか漏れていってしまう。拡充、充実のみならず、先ほど話があったゴルフだとかそういった懇親を深める意味で多くのものを取り入れていく必要があるのかなと。

13支部は、住宅街が中心なので、店舗なり事務所なりがあって、そこをお訪ねすればいつでも会えるというは状況

にはないもんですから、やはり文書作戦とか人の紹介というような形で接触することが多いんですけれども、それなりの苦勞はあります。

三輪勝久 第11支部長 11支部は商店街がない地域ですね。ですから、だれが商売をやっているかというのが皆目わからない。住宅街と商店街との違いを言え、商店街だと昼間行くと大体お会いできる。ところが住宅街ですと、会社表示はたとえ出ていても活動しているか否かわからない。昨年調べてみたら現会員中約30%が不動産賃貸業でした。なおかつご主人がサラリーマンをしていたりしてのオーナー業。そうすると昼間行っても肝心の意思決定者にお会いできないという問題があります。

加えて会員の大半は自宅に会社登記はしていますが活動は他所で行っている。法人会には入って頂いていますが、役員会や研修会活動には興味をお持ちでないのが現状です。

支部活動の趣旨と意味

佐野龍雄 第6支部長 今、うちの支部は、住宅街半分、商店街半分みたいなところ。支部の集まりは、分母が小さいので役員も少ない。集まる人数の顔ぶれは大体決まってしまうので支部合同

で集まりを何回か仕掛けたことがあります。その延長線で、この夏に八丁通り商店街と法人会の6支部共催で打水作戦をやつて、それはそれで支部の活性化の一つにはなったかなと思っています。

やはり支部の活性化がなければ会員をふやしてもあまり意味がないと思っています。

太田順一 第2支部長 第2支部の構成は商店街、住宅街です。商店街の皆様は法人会に協力的ですが、やはり一番は商店街と思います。しかし、下井草の安全、安心そして活力ある町づくりの為に、互いの会合、行事に参加し縁を深める事から始まると思います。

当支部は、2ヶ月に1回役員会を開催しています。参加者は、10名の役員と一般会員1名です。第2支部の活動内容や、第1ブロックの行事予定を理解して頂くために、一般会員の参加を実行しています。

会員の皆様に、支部の活動と趣旨が多少でも理解して頂ければ、退会防止につながり、また、会員さんの口コミから非会員さんに法人会の良き活動状況が伝わるのではと思いがんばって活動しています。

支部主催の防災、防犯の訓練行事には、35から40人が参加され、毎回好評です。



前支部長が毎度言われるとおり、支部活動が法人会の原点と思います。

渡辺寛 第14支部長 支部の活動というのは、うちの支部ではあまりないというのが現状でございます。支部長の2期目ということで、やっと私自身が法人会の活動がわかってきたと。法人会へ入る意味合い、第3ブロックの活動の中ですとか荻窪法人会の中に入っているって、やっと法人会のこういうことをやったのがわかる。

その意味合いというものは、やはりいろいろな業種の方々、そしてまた、なおかつ一線で活躍されている方々と知り合いになって、刺激を受ける。その刺激を受けたことによって自分の仕事に生かしていく。地域の発展を目指しております

すから、その発展を一つでも担うように第3ブロックなら第3ブロック、荻窪なら荻窪のためにひとつ声をかけられれば時間が許す範囲の中で助けたいと、力を出させていただければありがたいなという感じを持っています。

特にうちの支部は看板を出しているところがほとんどない。皆さん本当に1軒家の中でやっている方が多い。例えば日本橋とかそちらのほうで会社の動きはあるんだけど、会社の住所としてはこの天沼のほうにあるという方が多いので、なかなかおつき合いというものが少ないというのが実態です。

会員増強退会防止

鹿野 最近、ある支部長は会員増強はもういいと、必要ないよとおっしゃる方もいると聞きました。本当に必要ないのかどうか。年間で160社から170社ぐらい入れかわっていくので、何もしなければ当然、自然減ということがある。

田辺 会員増強をしないと組織というのはなくなってしまうですね。例えば27支部で100社だから20社減ると20%ダウンということですね。27支部というのはなぜか未加入の会社がマンションでふえるんですよ。だから行って

も出てこないとか、社長はここにはいませんよとか、そんなところばかりで、お店はふえていないんですよ。

でも皆さんで、会員増強というのはもう当たり前のことだよという認識はあるので、実際手分けをして1件1件やっていきますが、入らない人はずっと同じように入らないわけです。

そういった部分はほかの支部長さんはどういう勧奨の仕方をされているのかなと。いろいろ支部長会みたいな形があって、うちはこういう断られ方をしたけれども、どうやって勧奨すればいいんですかということを教えていただいたりするののも一つの方法かなと思います。

榎原 確かに会員増強と研修会が柱ですが、実は今回、愕然としてしまったことがございます。10月、11月で非会員を1軒1軒全部回ったんです。そうしたら、そのうちの3社が8月に退会していたんです。それを、一緒に回っている支部役員が、あそこの床屋は毎回お話を聞いてくれるから入るよと言うので行ったら、いやおれは8月にやめたんだよ、ということがあったんですね。

鹿野 仕事をやめたんですか。

榎原 いやいや、法人会をやめたんです。とうとうこの人は10年以上入っていただけれども、一度も集まりにも出たこともないし、息子も継がないからやめたんだよと。

だよと。

やはり我々は、会員増強は本当に大切なことはわかりますが、もう少し退会防止というのをメインに置かないと、ザルの中に水を入れるようなものですか。退会防止策とは、いつもあなたのことを私たちは見ますよということに尽きますし、その業種業種に合わせたメリット。その点では、もともと法人会のマーケットを生かしていくべきだと思います。

井上 15支部は古い未加入会員が多いものですから、勧奨するというよりも再度断れることが多いというお話が役員のほうから出ました。そういう意味では、リストの整理がしやすいので、新しい方たちを中心に勧奨して活性化を図ろうじゃないかということになりました。

支部としては、組織委員の人に全面的に増強に回って頂き、その情報で我々役員が動くのがいいと思います。常にコミュニケーションをとり、情報交換をして活動にあたっています。

会員との交流、あるいはブロックの研修をどうするかということですが、やはりブロック研修と支部研修とは分けたほうがいいと思います。支部で独自性とか特徴を出して、いかに皆さんに参加していただくか。ブロックとなると一

緒になってしまい、わからなくなってしまう。

できたら支部で個々に活動していただいて、それをまたブロック長が吸い上げる。この支部でこういう活動をしたよと、それで今度ブロックとしては、それをまたどう取り上げていこうかなというふうにしていたくと、頭でっかちでならず、支部の原点にもどると思います。

渡辺 うちの場合は、第3ブロックの研修会と荻窪法人会の研修会、秋にあります。その案内を一枚にまとめて回ったことがあります。そうするとやめたいという言葉を聞くんです。皆さんも経験あると思いますが、その言葉を聞くと、なかなか現有会員のところにも足を運べない。怖いという感じを持っています。

でも12支部では、現有会員にイベント、研修会、講習会ではなくて、それプラス小さなプレゼントをしているんです。支部単独で、あれはいいなと話すと、行くと、こんなにお金を使うんだったらやめたほうがいいんじゃないかなんて言われる。(笑)

もう一つ、この1年〜2年で思ったのは、ほかの国の方々が会社を起している。その方々は日本の慣習に全くなじみがない。入ってこようとしてないこれはこれからの10年、20年先の問題だと思う

んです。

外国人が法人を立ち上げる、プラスオートロックのマンションで法人を立ち上げるそういう難しさがどんどん出てきます。

佐藤 そうですね。直接お会いするということが困難になりますね。それから先ほどの花を配ったというのは、個人情報との関係で名簿が勝手につけれない。それでアンケートとともに配ったというふうに聞いています。

法人会は親睦と研鑽、助け合い

三輪 法人会活動の原点が支部活動であるという話でしたが、本当にそうかなと思います。規約なんか見ても、支部活動とか支部規約や予算管理とかは何も載っていないのです。ですから、そういった意味では、支部が原点であるというのは疑問があります。

だけでも、一歩下がって、支部活動を充実しなくては法人会は成り立たないという観点からいえば、おっしゃるとおりだと思います。法人会活動というのは何なのか。昭和24年から申告納税が始まったときに、納税の理解と協力という形で税務署との協力団体として発足したと理解しています。

現在では、加えて法人間の親睦とか研

鑽とか、それから助け合いだとか、そういう会だと私は理解しています。そうすると支部に90人も会員がいたら、それを活性化しないといけません。どうやって活性化するか。支部活動の現状は会員増強活動が中心で、そうだとすると支部役員になることは皆プレッシャーに感じています。現実的には親睦や研修に賛同してくれた人が入ってくればいいんじゃないかと思う。つまり自治会と別な、地元に着した組織をつくる。だから最初に増強とか退会防止があるんじゃないやなくて、法人会そのものが本当に入ってきた、会費を払ってもよかった、そういうことにしたらよいか考える必要があると思います。



佐野 いま自分が法人会のこういう場所において、僕はよかったなと思っているんです。これまで何となくお会いしていた方たちが、よりお話しできるようなったり、仕事という意味でもいろいろ応援をいただいています。僕みたいに思えるような感じで法人会に入っている人を、個別訪問をして何かいいことありますかみたいな聞いてみると、きつといいのかもしれないでしょうけれども。

井上 法人会というのは荻窪税務署の友誼団体です。法人会として、こういうメリットがあります。こういう情報交換ができます。最近では、異業種交流会もやっています、というお話をしながら勧誘を進めていく。やはり基本的には増強をやっていく中に親睦なり、支部活動がそこで一緒にかみ合っていくことが大事だと思います。支部長としては、そういうお役目をいただいているわけですから、各支部の会員さんに説明し、さらに新しい事業計画を立てると協調性のある支部として発展するのではないのでしょうか。

田辺 荻窪で育って荻窪で会社をやっているわけですから、例えば50歳、60歳になったときに、回り近所を何も知らないで、それで結局、君の存在って何なのという部分もある。法人会を通していろいろな方と知り合いになって、当然若

い人にバトンタッチしていく。僕らの諸先輩を見てもちゃんと我々にバトンタッチして今現在があるわけですから、そういう意味での価値というのは非常にあるんじゃないか。

そこら辺を自分の中で持ち合わせていれば、法人会に入っているという存在意義というのは自然に出てくるんじゃないかなと思いますけどね。

鹿野 法人会の場合、1社1社が小さいですよ。経団連など大きな企業と違って、中小が集まって国に何か言う。

中小の意見を一つまとめて、実際に国の税制にかかわって動いているということもありますよね。

太田 そうですね。やはり数がないと言うことも言えない。今の話とは違いますが、130〜140社、会員の方がいて75%が退会予備軍です。研修会に出てくるのは2割5分ですね。多分その方たちも、あれ、まだ法人会に入ってたのという感じじゃないですか。

市川さんがいつも言うのは、法人会のイベント、行事がファクスで、郵送でわざわざ送っているけれども、送り先の会社にたまに行ってごらんと。その書物は寂しい思いをしているよと。半分その辺に積まれて封もあけないと。

大変だけれども、今の時期に役員をやっている人たちは、行事の案内を自分



の手で持っていきなさいと、名刺持って。支部の役員が向こうを向いていた、持つていった紙がただの紙切れになっちゃうんですね。やはり支部の目的とか趣旨がわかって楽しくやってもらいたい、何となく紙切れ一枚でも通じます。

荻窪法人会は勝組

矢澤規充 広報副委員長 支部同士の交流ということがあっても、活性化するには本質的な部分をもっと掘り下げる。各委員会、例えば組織委員会とか研修などに対して、こういうのをもっと積極的にやってもらえれば、また活動しやすくなるという部分があれば教えていただきたいんですけども。

太田 荻窪法人会の各ブロックの行事、イベントは充実していると思います。行

事に来ればいろいろな方と会えて会社の発展の話も参考になる。イベントもすごく交流が深まりますよね。ただ、行かないとゼロですからね。行けば必ず今の現状でもすごいものがいっぱい出ています。だから、そこに行かせるというのが一番の問題だと思うんですよ。やはり地域に住んでいる人が、隣近所の人や役員になって年じゅう動き回って、その町に生きているんだから、自分たちがちょっと出ればいいんですよ。

井上 それはいいことですね。支部長としての役割はきちんと自分みずからやる、そういうことは大切だと思います。

田辺 法人会の原点というと、商売をしている人として、商売というのは人と人のつながりじゃないですか。人とのつながりが本当の魅力であって、法人会があるから、それをきっかけに人に知り合うこと。それが商売に結びついても人生の友達になったっていいじゃないかと。隣近所の皆様方に街中であいさつできるような、そんなものをつくりたい。

榊原 先ほどから法人会と言っているんですが、これは荻窪法人会ということなんです。私は仕事柄、他の法人会と関係していますが、ある法人会を見てもみすと、加入率38%、これは法人会じゃないです。集まりません。やめていく一方。ある意味では荻窪法人会は勝

ち組の法人会ですよ。こういう議論をほかの法人会にはできないですよ。

一番いい例が、支部会とかブロック会とか青年部会とか、すべて自分の支部で手紙をファクスしている。事務局に持つていっても、それはあなたたちの仕事でしようと言っても何にもやらない。だから、我々は非常に恵まれている状態の中でこういう話をしていると僕は思っています。

先ほどからメリットと言いますが、退会防止のために絶対やれることがあります。2月と9月に研修会があります。そのほかにもいろいろな行事に一度でも出てきたことありますか。レストランに入っているレストランはおいしくないよといったって、食べなくちゃわからないじゃないですか、一度食べてください。その上で、これはおいしくないとか判断してくださいねと申し上げます。

佐藤 確かに今の田辺さんの話で、単にイベントのファクスでなくて、直接チラシを持つていって、ご参加になりませんか。非常にいいアイデアだと思うんです。それは前向きに大いにやりたいと私も思っています。

支部長会議の提案

矢澤 支部長会議みたいなのを開催す

るのはどうですか。お話を伺いしていると、皆さん、すごくいい情報をお持ちですけれども、初めて聞いたような感じで、皆さんが苦労されているのを少しでも緩和できるようなものがあればいいのかなと思うんですけれども。

佐野 6、8支部は何回もやっています。何支部が集まっていたかと、ある程度人数がふえて別な意味で話が広がっていく。今は2ブロックだけなので、今度ほかの支部長さんにも、顔見知りの人のところに声をかけてみようかと思っています。それで横のつながりができていけば、それはそれでうれしい。

井上 でも、それはブロック長がいて、ブロック長が一つの方針でやっているわけだから、いろいろな形で指導してらって、その中で一つの支部としてやっているから、こういう形でのオブザーバーの意見交換はいけれども、ブロック長にお聞きして支部長会を開く、やはりブロック長にリーダーシップとって

もらったほうが、その中で一つの和を求めてやっているわけだから。

今日の意見交換は僕はすばらしいと思う。ちゃんと委員会のほうで議題を提起して、我々はこのいうテーマについてディスカッションする。それは1年に何回もやってもいいと思います。

太田 第1ブロックは、毎月支部長会議を開催しています。参加者は、ブロック長と副ブロック長、組織委員と各支部長が必ず参加です。まず各支部の活動報告と、目標に対する結果発表です。未達成支部には、正副ブロック長から激励が飛びますが、ボランティア活動ですので、ノルマはありません。ブロック活動は、全員参加で実行し目標を達成、成功するよう頑張っています。

鹿野 ブロックとは別に支部の研修会が、ここ1、2年かなり活発になってきてます。

田辺 今度やろうと思っているのが焼き物、ろくろを回して手でこねて。会員にそういう学校でやられている方がいらっしやいますので、それをやってみようかなと思っています。

支部のほうだから、やわらかいほうがいいのかなと思うんですよ。

鹿野 オペラには32名の方が出席しています。第2支部でAEDの操作の講習を受けて、35名の方が出ています。

そういう意味では、ゴルフがあったりオペラがあったり、いろいろなことがありますが、税に関する研修会を税務署にお願いしている支部もある。

三輪 何で会報にそういったスケジュールがのっていないのでしょうか。

支部の計画を会報に入れるのもいいんで、4回であつても、そのリストを載せてくれると参考になる。私は今、そういう形で研修会をやっているというのはアイディアの外でしたから、そういう形で成功されているというのはちょっと私の頭の中を切りかえたいと思っています。

榊原 参考にはなりますね。僕が一番聞きたいのは、それぞれの地域に合わせた同じ悩みを持った支部長同士が集まって話をする。商店街と住宅街だと全然違う悩みですよ。でも反対に、そういうところがあるならば、話を聞きたいんですよ。地域性に合わせた支部長会議というのをやられてみたらどうですかね。

三輪 今日のテーマでもあったんですけど、現在の会員をどうやって活性化するかという委員会が、私の知る限りではないんですよ。どうやって既存の会員の方を活性化するか、それは立ち上げる時期に来ているんじゃないだろうか。支部長の悩みに支部長に対してデータを提供する、そういう委員会を

言っています。

そのニーズにあった委員会を立ち上げていただけたらというのが私の提案です。

田辺 これは支部長が話すことではなくて、常任理事会で話し合ってもらったほうがいいんじゃないですかね。こういういい意見が出たわけだから、これをぜひ本部のほうで話していただいて。

井上 委員会活動に刺激を与える。活性化が図れる委員会というのは必要だと思っています。どういう形であろうと、今のお話にあったテーマづくりを行い、活性化を図れる委員会。さらによりよい法人会になると思います。

鹿野 情報交換など事務局を通さないとできないこともありますから、よく事務局とも相談して、今日の話を十分伝えたいと思います。今日はありがとうございました。





文● 山下民子 (寄稿)

支部長訪問

第23支部長 山下民子

厳しくも優しい助言に励まされ

昨年4月より、第4ブロック第23支部の支部長をお受けしております。

私と法人会の出会いは12年前です。

会社としては随分以前から入会してはいるが、それまでは多くの会員さんと同様に一度も会に出席しないいわゆる会費会員でした。

夫の急死のため、急遽社長を引き受け、公私共々混乱の4年を過ぎた頃、やっと自分なりに経営というものに向かい合わなければならないようになれてまいりました。

そんな時に法人会のご案内を頂き、恐る恐る出席してみたのです。緊張しながら何度か出席してゆくうちに、多くの先輩経営者の方々とお話しできるようになりました。

振り返ってみれば、そんな経営者の方々の実際の経験に基づく厳しいが優しく惜しめない助言に何度も励まされてきました。荻窪法人会は新参者を暖かく迎えてくれました。

会社の業種・大小を問わない経営者同士としての連帯感、その中で励まされ、鍛えられ、育てて頂いたと思います。

この度、支部長をお引き受けし、さて、私に何が出来るだろうと、心細く思っていたときに、そうだ私が先輩方から頂いた荻窪法人会のこの伝統を今の会員さんと、これからの会員さんに伝えていけばいいと、そう思えるようになりました。

とはいえ、「言うは易し行うは難し」まだまだ手探りの新米支部長です。

第23支部は宮前の環八から松庵までの井の頭街道と五日市街道に沿った細長い地域です。

父母が苦勞して築いたこの地で子どもたちが育ち、また孫たちを育む、そんな「閑静な住宅街」がその大部分を占めています。

都心の喧噪から少し離れたこの地の良さを新しく見出し活かしてゆく、法人会の組織委員会や研修委員会で学んできたことも活かしてゆきたいと思いつつ時間に追われるのが現状です。でもそんな日々を支部の役員さん方に助けられながら楽しみながらやらせて頂いています。これまで通り厳しく優しいご指導をお願いいたします。

ありがとうございます。

絶好のコンディションの中、第1ブロックが3回目の優勝！

10月21日、埼玉県・嵐山カントリークラブにおいて第4回荻窪法人会ブロック対抗ゴルフ大会が開催されました。台風の影響で当日のお天気が心配されましたが、昨年に引き続き絶好のゴルフコンディションの中、59名の会員の方にご参加いただく事ができました。翌々週に控えた日本シニアオープンに向けコースもラフが長くご苦労された方もおられたようですが、皆様無事にゴルフを終わりました。昨年同様西荻こけし屋での表彰式となりました。



ゴルフ大会に参加した会員のみならず

柴田総務委員長の進行により終始和やかなムードの中、水島会長にプレゼンターをお願いしまして表彰式が行われました。まず個人戦、こちらは新ペリア方式にて競技が行われ、一人だけ60台の好スコアをマークしました第5ブロックの田辺二郎氏が2年連続で優勝されました。2位には第1ブロックの加藤敏行氏、3位には同じく第1ブロックの新田郷氏が入りました。また、ベストグロス賞は接戦の中、第2ブロックの小保富一氏を年齢差で破り第1ブロックの斉藤建氏に決まりました。

そして、注目のネット団体戦では昨年の雪辱を果たし、第1ブロックの皆様が見事3回目の優勝、今回より新設されたグロス団体戦でも他のブロックを大差で破りダブル優勝と、人数、成績も第1ブロックの皆様の独断場であったと言えるかもしれません。

最後に、出席された方には表彰パーティーにてご披露させていただきましたが、今回の大会でも会員有志企業より多数の賞品をご寄贈いただきました。誌面をお借りしまして改めて厚く御礼申し上げます。また、運営に多大なるご協力をいただきましたこけし屋様、事務局の皆様にも重ねて厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

総務委員 真野大

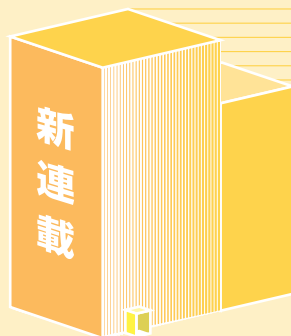
第4回 荻窪法人会ブロック対抗ゴルフ大会 成績表(敬称略)

団体戦成績(ネット)

	ブロック	ネット合計	氏名(ネット)
優勝	1	431.80	加藤敏行(70.00) 新田 郷(71.60) 又木祐治(71.80) 須田三好(72.00) 園 平治(73.20) 井上正人(73.20)
準優勝	5	441.00	田辺一郎(69.60) 平井政武(73.00) 柴田豊幸(73.00) 水戸俊雄(74.20) 小竹良夫(75.40) 坂田幸彦(75.80)
第3位	2	449.00	保坂房雄(71.80) 小保富一(73.60) 清水義雄(74.40) 小菅和俊(75.80) 北嶋 宏(76.60) 西森英彦(76.80)
第4位	3	453.00	流石和朗(72.60) 山崎忠秋(73.40) 鹿野修二(76.40) 宇田川紀道(76.60) 菊地美枝(76.80) 立石健秀(77.20)
第5位	4	461.40	真野 大(75.60) 岩井浩二(76.60) 宮地 元(76.80) 松下千代子(76.80) 大石剛生(77.00) 中原章雄(78.60)

個人成績

順位	氏名	グロス	NET
優★勝	田辺一郎	84	69.6
準優勝	加藤敏行	88	70
第3位	新田 郷	86	71.6
第4位	保坂房雄	97	71.8
第5位	又木祐治	91	71.8
第6位	須田三好	84	72
第7位	流石和朗	105	72.6
第8位	平井政武	103	73
第9位	柴田豊幸	85	73
第10位	園 平治	96	73.2



第2回

今話題の新会社法

税理士 小林 誉光

このコーナーは、話題になっている税の話や、法改正の話などをわかりやすく解説していきます。こんな話題を解説して欲しいなどご要望があればリクエストをお待ちしています。法人会事務局までご連絡ください。

新会社法で何が変わるの？（株式会社・有限会社の場合）

前回に引き続き、平成17年6月29日に成立した新「会社法」を皆さんの会社形態に応じて、経営者として知っておくべきポイントをわかりやすく簡単に説明いたします。

下記のようになさざまな「株式会社の機関」を選択することができるようになりました。

(2) 最も単純化したモデルは？

皆さんの会社は、通常「①大会社以外の、②譲渡制限のある会社」に該当するのではないかと思います。

皆さんの会社にあつた会社の機関を検討してみてください。

↓なんと！「取締役」をひとりだけを設置すればいいんです。

上記の表を見ても分かるとおり、①大会社以外で、②譲渡制限のある会社」の場合、取締役を設置するのみにくいことになりました。

現行の株式会社が、取締役会と監査役の設置を義務付けていることを考えると、とても単純な機関にすることができそうです。このモデルは、現行の有限会社で認められているものと一緒ですね。実際、大会社以外の株式譲渡制限のある株式会社のほとんどが、「代表取締役ひとり」の意思決定により業務執行が行われて

1

株式会社の「会社の機関」についての改正
↓会社にあつた会社の機関に変更できます

(1) 株式会社の分類（すべての機関に会計参与の設置可能）

	大会社 資本金5億円以上 または 負債総額200億円以上 (point: 会計監査人の設置 強制)	大会社以外 (左記の会社 以外) (point: 会計監査人の設置 任意)
譲渡制限 無し (公開会社)	(1) 取締役会 + 監査役会 + 会計監査人 (2) 取締役会 + 三委員会 + 会計監査人	(1) 取締役会 + 監査役 (2) 取締役会 + 監査役会 (3) 取締役会 + 監査役 + 会計監査人 (4) 取締役会 + 監査役会 + 会計監査人(左(1)) (5) 取締役会 + 三委員会 + 会計監査人(左(2))
譲渡制限 有り	(1) 取締役 + 監査役 + 会計監査人 (2) 取締役会 + 監査役 + 会計監査人 (3) 取締役会 + 監査役会 + 会計監査人 (4) 取締役会 + 三委員会 + 会計監査人	(1) 取締役 (2) 取締役 + 監査役 (3) 取締役 + 監査役 + 会計監査人 (4) 取締役会 + 会計参与 (5) 取締役会 + 監査役 (6) 取締役会 + 監査役会 (7) 取締役会 + 監査役 + 会計監査人 (8) 取締役会 + 監査役会 + 会計監査人 (9) 取締役会 + 三委員会 + 会計監査人

いる」という現状を考慮して導入されたモデルであるといえます。

(3) 取締役会を設置しない場合の株主総会

↓ほとんどすべての事項について、株主総会の決議で決定します。

現行商法においては、株式会社に於ける株主総会は、法律または定款に定められた事項についてのみ決議できることになっています。

(商法230ノ10)

新会社法では、取締役会を設置しない株式会社の場合、株主総会については、どんな事項についても決議を行うことができるのです。(会社法295ノ1)したがって、このような会社の場合、会社の決定事項について、すべて「株主総会議事録」の作成で統一対応できるメリットはあると思います。

① 会計参与が新設された背景は？

会計参与とは、中小企業の計算書類の信頼性の向上を図るため、取締役と共同して計算書類を作成し、株主総会での説明義務を有する会社の機関のひとつです。

② 会計参与の設置

会社の大小や譲渡制限の有無・会社の機能にかかわらず、すべての株式会社は定款をもって「会計参与を設置する旨」を定めることができます。

したがって、会計監査人と会計参与が併存することもできます。

また、実際に設置した場合には、「会計参与を設置した旨」及び「会計参与の氏名及び名称」を登記する必要があります。

③ 会計参与の資格

公認会計士(含む監査法人)または税理士

④ 「選任」と「任期・報酬」

株主総会で選任され、任期や報酬等については取締役と同じ規定が適用されます。

⑤ 会計参与の職務

・取締役と共同して計算書類を作成(会社法374ノ1)
・株式会社とは別に(会計事務所等に)計算書類について5年間保存する義務(会社法378ノ1)

・株主や債権者の請求に応じて、計算書類を開示する。

⑥ 会計参与の責任

社外取締役と同じ規定が適用され、株式会社に對する責任については「株主代表訴訟」の対象になります。

2

合同会社の新設 「専門能力などはあるのだけれど…」

(1) 新設された背景

株式会社において、株主は、出資額を限度とした責任を負い(株主有限責任制)、出資額に応じた配当や議決権を持つ(株主平等の原則)ため、専門的能力やノウハウを持った人が集まって起業する場合において、出資する資本力が無い場合は、意思決定や利益分配において不利益な扱いを受けることが想定されました。

たとえば、複数の技術者が先端技術開発の会社を立ち上げる場合に、多額の資金が必要となるため、外部から出資を募ることとなります。しかし、実際に技術開発を成功した場合に、現在の株式会社制度では、経営権を失うことが予測されました。このようなことを防止するため、合同会社の制度が新設されました。

法を、出資者間で定款において自由に定めることができるのです。

つまり、「専門的知識やノウハウを提供した人」も「金銭を出資した人」と同様に成果分配を受けられる可能性がある仕組み作りをしたのが「合同会社」といえます。

このような制度は、諸外国ではすでに活用されており、「新会社法の合同会社のモデル」は、アメリカの「LLC(リミテッドライアビリティカンパニー…有限责任会社)」といわれています。

(3) 合名会社や合資会社との違い

合名会社(すべて無限責任社員から構成)と合資会社(無限責任社員と有限責任社員とで構成)との違いは、「出資者の有限責任性」にあります。

(4) 有限責任事業組合(LLP)との違い

合同会社と共に導入されるものに「有限責任事業組合(LLP:リミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ)」があります。つまりC(カンパニー:会社)ではなく、P(パートナーシップ:組合)であるところに特徴があります。合同会社

との似た部分としては、①「出資者の有限責任」、②合同会社の「定款自治」と同様に「組織内部の自治」による利益配分方法の決定があげられます。

合同会社と異なる部分としては、「法人格を持たないため不動産登記ができないこと」、会社組織ではないため、取締役や監査役などの設置義務が無いことなどがあげられます。

また、課税について、有限責任事業組合への課税ではなく、構成員課税が予定されています。

(5) 普及には「税務上の取り扱い」がカギ

合名会社や有限責任事業組合の税務上の取り扱いについては、現在審議中のためどのような取り扱いになるかは不明です。これらが普及するかどうかは、税務上の取り扱いに左右されますので、今後注目していく必要があると思います。



小林 誉光氏

資産課税部門からのお願い

1

株式等の譲渡所得について

○ 上場株式等を売却した場合の購入価額 1,000 万円までの非課税の特例個人の方が平成 13 年 11 月 30 日から平成 14 年 12 月 31 日までの期間内に、購入または払込により取得した特定上場株式等を、平成 17 年 1 月 1 日から平成 19 年 12 月 31 日までの間に、証券会社または銀行への売委託により譲渡した場合の非課税の特例を適用される場合は、取得対価の額を証明する書類を添付した「特定上場株式等非課税適用選択申告書」を 3 月 15 日までに提出してください。

なお、先物取引や、特定口座の源泉徴収選択口座での取引は、この特例の対象になりませんのでご注意ください。

2

贈与税の相続時精算課税制度について

○ 平成 17 年分贈与税の申告と納税の期限は平成 18 年 3 月 15 日です。

贈与税の相続時精算課税制度が平成 15 年に導入されましたが、昨年以前にこの制度を選択された方の特定贈与者からの贈与については、110 万円の基礎控除の適用はありませんのでご注意ください。

なお、累積の受贈額が 2,500 万円（住宅取得資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例の場合は、受贈額が 3,500 万円）を超える贈与があった場合、超えた部分の 20% の納税が必要となります。

新規にこの制度を使われる方は、贈与税の申告書と相続時精算課税選択届出書を 3 月 15 日までに提出してください。

詳しくは、荻窪税務署資産課税部門までお問い合わせください。

国税庁ホームページ

国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」で所得税及び消費税の確定申告書などのほか、所得税の青色申告決算書及び収支内訳書が作成できます。自宅等のパソコンで作成してプリントアウトした申告書は、そのまま郵送などで提出できます。なお事前に、税務署に備え付けている申告書を用意していただく必要はありません。
社員のみなさまにも周知の程よろしくお願いいたします。



国税庁ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp>

平成17年分所得税の主な改正点

- 老年者控除が廃止されました。なお、65歳以上（平成17年分では昭和16年1月1日以前に生れた方）の方で、寡婦（夫）に該当する方は、寡婦（夫）控除が受けられます。
- 65歳以上（平成17年分では昭和16年1月1日以前に生れた方）の公的年金等に係る雑所得の計算方法が改正されました。
- 国民年金保険料等について社会保険料控除の適用を受ける場合には、確定申告書の提出の際に「社会保険料控除証明書」等の添付又は提示が必要になりました。
ただし、給与所得者の方が年末調整でこの控除の適用を受けた場合は、源泉徴収票にその旨表示されますので、証明書の添付又は提示は不要です。
- 寄附金控除の控除対象限度額が、総所得金額等の100分の30相当額に改正されました。

振替納税について

所得税や個人事業者の消費税は、金融機関や税務署の窓口での納付以外に、金融機関の預貯金口座から引き落としの方法により納付ができる振替納税がご利用になれます。

振替納税を利用される方は、税務署に用意してある「納付書送付依頼書・預貯金口座振替依頼書」（国税庁ホームページからダウンロードすることもできます。）に必要事項を記入・押印の上、税務署または金融機関に提出してください。

第2回 荻窪四方山話

講師：天沼熊野神社 渡辺寛

一昨年、第3ブロックの特別研修会において講演された渡辺寛氏の「荻窪四方山話」が、たいへん好評だったことから、平成17年10月24日、2回目の講演会が開かれました。渡辺氏は天沼熊野神社に来られて16年目。少しでも地域のことを知りたいと、天沼、荻窪、杉並の歴史について学ばれたそうです。そのなかで感じたことをお話しいただきました。誌面では、内容の一部を抜粋してご紹介します。



昭和22年 西荻窪駅



昭和28年 下井草駅



昭和11年 荻窪駅



大正14年 初荷風景（荻窪駅付近）

荻窪の歴史の夜明け

紀伊半島の熊野那智大社には、江戸一族の資料が現存しております。これは『米良文書』といい、1420年、室町時代にできたものです。ここに「武蔵国江戸の惣領之流」という文書があり、「あさかやとの（阿佐谷殿）」という記述があります。荻窪周辺の文献としては、これが一番古いものです。

これが、なぜ那智熊野に残っているかといいますと、熊野神社には御師という方がいて、神様を広めるために全国を歩きました。ですからこの文献は、1420年にはこの地に人々が暮らしていたという証拠ですね。うちの熊野神社は、この流れではなく、天沼に朝倉三河守という人が1395年に帰農したことに発しています。現在の、天沼の浅倉さんと、阿佐谷の朝倉さんの御祖先です。紀伊半島から船に乗って逃れてきたと言われています。

杉並の河川ですが、ご存じのとおり杉並には、自然の川は妙正寺川と善福寺川の2本しかありません。そのほかは、玉川上水、神田上水、千川上水とその分水となる千川分水の4つの上水路があります。千川分水は、資料によつては多摩川分水と記述されていますが、私は千川分

水のほうが妥当だと思っています。この千川分水は桃園川といわれていますが、この水は、その流れによつて水車を回し、穀物などをつくる杵を動かすために使われていました。上水を作ったことによつて、水車を回すことが非常に大切なことになっていきました。

この上水には、もう一つ重要な意味がありました。自然の川と違い、上水の水の流れをよくするためには掃除が必要でした。しかも、1か所、2か所です。ではなく、全体を一齐に行わなければなりません。そこで御触書おふれがきが書かれ、地域の団結によつて水路を掃除したため、周り近所、隣村などとの関係ができていったのです。こうした歴史がいちばん残っていましたのは上荻、井草、荻窪村のほうです。井草の方にお聞きしましたら、今でも残っているんだよねっておっしゃっていました。上水は地域の団結がないと維持できないので、人間のつながりも作ってきたわけです。

荻窪の歴史の夜明けは、輸送路としての青梅街道の成立によつて始まりました。青梅街道がなければ荻窪もなかったといえると思います。徳川家康が関東に入り、征夷大將軍に任ぜられたとき、將軍の權威を示すために大阪城に劣らない城を造る必要がありました。そのために城の漆喰の主要材料である白い土、これ



杉並の区画整理に尽力された内田秀五郎氏の話は小学生の副読本に掲載されています。



区画整理記念碑



昭和4年の荻窪地図（陸地測量部1万分の1 荻窪）

土地区画整理の功労者

は焼き石灰ですが、これを八王子成木村、今の青梅市から調達した。このために成木街道、今の青梅街道を作ったのです。青梅街道は甲州街道より2里ほど短かく、荷車や馬の時代ですから、距離が随分違ったため、ひんばんに往来があったということです。青梅街道の整備は、今と違って村の住民がやりました。將軍様の命令で、しかたなく道の整備もしていたというわけです。

江戸時代は、中野までが町でした。野方という地名は、字のとおり野の方で、そこから西はすべて武蔵野です。野山があり、雑木林が多かったため、鷹場になっていました。將軍様が鷹をつかってウサギやタヌキを捕るわけですから、そういう獲物が生息しやすい環境を作らなければならぬ。ですから、自分たちが生活するための畑を増やすとか、家を新しく造ることもできませんでした。

現在のアメリカンエクスプレスのそばにある旧中田村右衛門邸に明治天皇も来られたとありますが、そこは徳川11代將軍家斉、12代將軍家慶がたびたび訪れた所です。たびたび来られたら大変なんです。鷹場であるということは大変な苦勞でした。鷹のために原野の維持が前提で

すので、雨水を利用して栽培するムギとかアワ、ヒエなどの灌漑を必要としない、土木工事を行えない農業しかできなかったのです。

畑が自由に作れるようになったのは、明治時代になってからですが、質素節約が江戸幕府の政策だったため、お百姓さんは非常に質素な暮らしをしていたようです。日常全般にわたって微にいり細にいり統制を受けていました。『慶安の御触書』には「朝起きし農耕に励み、晩は夜なべ仕事に勤み、農具の手入れも怠りなく行え」などと述べられています。その生活が明治になっても、昭和に入っても戦争が終わってもしばらく続きました。

大正12年の関東大震災は、死者345万人、第2次世界大戦の戦死者が246万人ですから、その数の多さがわかります。しかし、杉並は火災も、死者もありませんでした。

明治22年に新宿・立川間に開通した甲武鉄道（現在の中央線）で、明治24年に荻窪駅が開設され、大正11年には、地元の人々に熱心な誘致により西荻駅、阿佐谷駅、高円寺駅が開設されました。こうした背景で、関東大震災以降、東京の中心部から荻窪に引っ越してくる人々が増えていきました。

そんななか、大正11年に東京都の都市計画区域の設定が行われ、東京駅を中心

として10マイル（約16キロ）以内の地域が指定されて土地区画事業が推進されました。高円寺耕地整理組合が大正12年発足、昭和15年に完遂。井荻土地整理事業が大正13年に開始、昭和10年完遂。このあと和田堀、天沼、永福町などで土地区画整理事業が行われましたが、戦争を境にうまくいかなかったところが大半で、杉並の中央部と南部に区画整理できていない地域が残っています。消防署長のお話でも、井草のほうは防災がしやすいが、天沼、高井戸などは消防車が入れないなど防災面でも不安が大きいとのこと。

地域開発の功労者として、内田秀五郎氏の業績が浮かび上がってきます。内田氏は21年間、村長、町長などを歴任し、人々の生活に道路整備が必要だと考えたわけです。

しかし、道路整備には関係地主の協力が必要です。耕地が減少する、工事費の負担がかかる、整理工事期間中には土地の売買や宅地使用に制限を受けるなどの理由から、反対する人も多く、なかには石を投げたり、「殺せ」とまで言う人もいたそうです。そのなかで説得を続け、井荻地区の区画整理を成し遂げました。こうした先人の力のおかげで現在の区画整理ができました。

現在、善福寺公園に内田氏の銅像が建てられています。

「メンバーズビジネスローン」

荻窪法人会
会員限定！

荻窪法人会と西武信用金庫は平成17年11月10日に荻窪法人会会員向け提携融資商品の円滑な運営を目的とした基本合意書を締結しました。荻窪法人会は会員企業の躍進のお手伝いの一環として、また西武信用金庫は地域の活性化と企業の一層の発展を目的に今回の融資制度を開発しました。本融資制度は荻窪法人会限定の融資制度ですが、あくまでも個々の企業と西武信用金庫の取引となります。契約は西武信用金庫の基準の審査で行われます。荻窪法人会は契約には一切関わりませんのでご注意ください。ただし法人会会費の未納や納税義務を怠った場合は申込みができませんのでご注意ください。

詳しくは西武信用金庫の地域担当の支店にご相談ください。

0.1%引きの特別ローン

西武信用金庫の定める長期変動基準金利に連動する変動金利より上記優遇いたします。

西武信用金庫は荻窪法人会の企業を
強力にサポートいたします！

原則無担保で資金ニーズにスピーディにお応えします！

使いみち	運転資金および設備資金
お申し込みいただける方	下記全てに該当する法人 ①荻窪税務署管内で事業を営んでいる方（西武信用金庫営業地区内） ②決算書の提出が可能な方 ※但し、西武信用金庫と融資取引がない方は2期分の決算書をご提出いただきます。 ③法人会の会員で会費の未納がないこと
ご融資金額	3000万円以内
ご融資利率	西武信用金庫の定める長期変動基準金利に連動する変動金利
ご融資期間	運転資金 5年以内 設備資金 10年以内
返済方法	元金均等分割返済または元利均等返済
担保	原則として不要です
保証人	代表者
お取扱店舗	下井草支店（第1ブロック）…………… 杉並区井草1-1-1 ☎ 03-3394-2311 杉並営業部（第2ブロック）…………… 杉並区上荻4-29-15 ☎ 03-3301-7111 荻窪西口支店（第2・3ブロック）…………… 杉並区上荻1-16-4 ☎ 03-3220-2111 久我山支店（第4ブロック）…………… 杉並区久我山4-2-2 ☎ 03-3332-3301 西荻窪支店（第4ブロック）…………… 杉並区西荻南3-8-6 ☎ 03-3335-7111 荻窪支店（第5ブロック）…………… 杉並区荻窪5-28-16 ☎ 03-3393-1521 ※従来取引のある方は今まで通りの支店にご相談ください。 ※但し、担当支店は上記と若干異なる場合がございます。あらかじめご了承ください

※お申込に際しましては、事前に審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

※ご用意いただく書類等、詳しくは西武信用金庫の窓口までお問い合わせください。

※ご融資金額によっては、西武信用金庫の出資会員になっていただきます。

※法人会会員及び会費の未納がないことを法人会に確認させていただきます。

納税表彰式

11月11日、杉並会館において平成17年度の納税表彰式が行われました。
法人会の活動を通して税務行政の運営に尽力された皆さまに対し、
柿沼荻窪税務署長より表彰状、感謝状が授与されました。



■ 署長表彰状受表彰者 (氏名50音順)

常任理事・研修委員長 八方淑夫氏
理事・第9支部長・源泉部会長 上田仁士氏



■ 署長感謝状受表彰者 (氏名50音順)

理事・女性部会長 井野場よ志子氏
理事・研修副委員長 河又雅之氏
理事・第12支部長 小泉憲雄氏
研修委員 佐藤安彦氏



年頭の挨拶をする水島会長

今年は大変寒く雪国の方は大変苦労されているが、夏は暑く冬は寒く、そうすることで社会の仕組みが旨く動いていく
今年は出足が良さそうなので頑張つて欲しいと水島会長が年頭の挨拶
平成18年新春賀詞交歓会が1月11日にタウンセブンで行われ、来賓には柿沼荻窪税務署長を始め中西杉並都税事務所長、杉並区から山田区長など大勢の方が参会されました。坂田副会長の開会のことは、来賓のごあいさつの後、来賓の方々を囲んで大変賑やかに懇談会が行われました。景気の回復もあり今年に賭ける意気込みを感じさせる賀詞交歓会になりました。出席者総数は167名でした。

新年賀詞交歓会



挨拶をする川委員長

「法人会の輪」
平成17年11月16日、午後6時5分、持ち時間は1人1分程度で、大野木副委員長の司会により交流会が始まりました。1番手は建設会社、前年度は土地を買い入れ、40軒の建売を立て販売したとか、普通のお風呂のお湯を薬剤を入れる事で温泉に変え、池

第6回異業種交流会

厚生事業委員 及川晃司

KOUSEI
JIGYO

厚生事業委員会



発表する会員の方々

の水に培養菌を入れる事によりきれいになり環境に貢献するとか、女性用の「かつら」が荻窪法人会マーケットの会員特典券を持参すれば格安料金で、また、家族葬を525000円でいたしますとか、死亡保険金5000万円、男性(38歳)の場合(非喫煙者健康体)の場合、無配当にすることで18450円が99500円の掛け金で安心を買えるので加入してくださいなど、約1時間の発表の後、懇談会。今日初めて参加した会員さんが、45名と名刺交換、その後帰りには、呑みに行ったようです。ちょっと聞いた話によると、交流会で直接仕事をもらったり、会員の紹介により仕事を戴いたと聞き嬉しい思いがいたしました。これも「法人会の輪」だと思います。今回は平成18年2月13日(月)です。多数の参加をお願いいたします。

SHAKAI KOKEN KATSUDO JIGYO

社会貢献活動事業委員会

チャリティコンサート を願ひて

社会貢献活動事業委員長 保坂房雄

おとなしく聴いていた盲導犬に感心

去る11月18日(金) 18時より「荻窪の音楽祭」の一環として、荻窪法人会社会貢献活動事業委員会が「クラシック音楽を楽しむ街・荻窪の会」の共催で開催したところ、150名あまりの来場者を頂き、会場(タウンセブン8F)に立ち見者も多数出来、大変盛況の内に約1時間が過ぎてしまいました。

今回ピアノの演奏者(高井清志先生)の高度な演奏技術そして曲の説明を含めた会話の中から先生のお人柄と音楽(ピアノ)に対する情熱を感じられ、素晴らしい音楽祭になった様に思います。

またチャリティーということで、日本盲導犬協会より担当者と盲導犬



演奏する高井先生



盲導犬とスタッフ一同で記念撮影

を連れた飼い主が来場し、始めから最後まで飼い主の前でおとなしくフセをして演奏を聴いていた盲導犬?に感心した人も多数いたのでは。

終わりに皆さまから頂いたチャリティー金額を発表し(92416円)財団法人日本盲導犬協会に寄付し会を閉会しました。

閉会後委員の中から良い音楽祭でしたね、という声があり、すがすがしい気持ちの中、散会いたしました。

SEINEN BUKAI 青年部会

全国青年の集い石川大会

青年部会幹事 田中晴弘・宇田川武郎

感動こそが、原動力

平成17年11月17、18日両日に石川県金沢市において、全国青年の集い石川大会が開催されました。

当部会より、松澤部会長をはじめ計8名参加いたしました。今年はテーマに意心伝心(感動こそが、原動力)を掲げて、第1日目の部会長サミットは、『税』をキーワードに青年部会

がどのように関わっていくか、本音で心と心を交わしての討論がありました。松澤部会長は、精力的に部会長サミット(基調講演・田卓会議)等の

スケジュールをこなされました。大会終了後、当青年部会では会員同士の親睦を図り、東尋坊などを見学して帰



全国青年の集い 石川大会にて

青年部会忘年会

青年部会幹事 町田茂・中島康治

例年とは違うスタイルで

平成17年12月1日こけし屋において青年部会忘年会が行われました。

今年の忘年会はテーブルマナーの講義をこけし屋総支配人川上貢様をお願いして例年とは違うスタイルで盛大に行われました。

テーマは「年忘れをおいしい料理とついつい忘れがちなテーブルマナーを再点検」ということで基礎的な宴席での振る舞いから総支配人ならではの料理知識を興味深く紹介して頂きました。

普段レストランでは今更聞けない質問から専門的な質問でも判りやすく答えて頂き、お料理に花を添えて頂きました。おいしいフランス料理を頂き



こけし屋での忘年会

ながら楽しく有意義な時間をすごしました。またOBの先輩方にもご参加いただきありがとうございました。

JOSEI BUKAI 女性部会

「歩く会」

女性部会幹事 東文子

新宿で小さな秋を見つけました。

平成17年10月15日(土)恒例の「歩く会」が開催され、第7回の今回は多忙な会員さんの為に、心に休養をと「新宿御苑で秋を見つけよう」のリラクゼーション的企画となりました。遅めの出発早めの帰宅というところの旅行会社のキャッチフレーズのように、荻窪駅10時30分に20数名が

集合しました。

今にも泣きそうな空という形容にぴったりの天候の中、折りたたみの傘をバックにし、お腹を満足させることにして、京王プラザホテルのバッキングランチへ向かいました。

80種類の料理の数を好きになだけ味わいながら、会員同士の交流が盛り上がる中、会場の都合で各テーブルに分かれてしまった会員さんへ「たくさん食べてる？」コールをして回っていた井野場部会長はたくさん食べられたのでしょうか。こうして予定の2時間のランチタイムが終わりました。

今回参加してくださいました水島会長と宇田川副会長の道案内で電車移動を変更して、徒歩での新宿御苑行きとなりました。

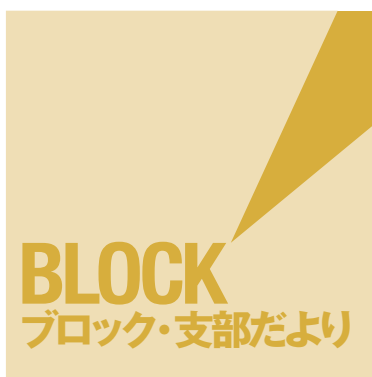
薄日も差し、宇田川副会長の新宿界隈のガイド付きというおまけも付き、



「歩く会」に参加した水島会長、宇田川副会長、女性部会のみなさん

昭和24年5月開設の新宿御苑へ着き入場後は4時までの2時間を自由散策となりました。豊かに茂る木々は2万本をこえるという自然の中で早々にベンチに座り話に花を咲かせる人、温室で南国ムードを体験しようとする人や森林浴を満喫する人で、皆さん実にさまざまに都会のオアシスで小さな秋を見つけたようです。

近場での「歩く会」でしたが皆さまお疲れ様でしたと共に参加くださいます。次回も会員さんが喜んで頂ける企画を計画しますので、是非大勢の方々の参加をお待ち申し上げます。



第2ブロック 秋の研修旅行報告

第2ブロック長 木村達夫

「環境エネルギー館」を見学

今年の研修旅行のテーマには、近頃話題となっている「環境」を加え



税務&雑学クイズをする第2ブロックのみなさん

てみることにしました。そこで、横浜にある「環境エネルギー館」を研修先に加えしました。

行き先は横浜と近場でしたので、8時20分と遅い時間に杉並公会堂を出発しました。バスの中で少し落ち着いてから、まずは税務研修として、山口上席渾身の作である「税金&雑学クイズ」に挑戦しました。結果は、10問（正解数）〜0（正解者数）、9〜0、8〜1、7〜1、6〜3、5〜3、4〜6、3〜4、2〜1、1〜1、0〜0でした。チヨット難しかったようです。

「環境エネルギー館」には9時半に着きました。ここではまず館の全体について研修を受けてから、次に都市ガスから水素を取り出しそれを空気中の酸素と結合させて電気を作るという小さなコンテナ位の燃料電池を見ました（石油からでも取り出せるとのこと）。これ一台で「環境エ

ネルギー館」の電力を賄っているとのことでした。また、屋上には「ピオトープ」が作られていました。屋上庭園としても立派なもので、60センチメートルの土厚しかないのに4メートル位の木々が茂っていました。温州ミカンをもいで食べましたが、ワイルドな甘さ酸っぱさで、なかなかものでした。興味深い研修でした。

次はキリンビバレッジを訪問しました。麦の種類の手に取って見たり、まだアルコールの入っていない甘苦い第一麦汁を飲んでみたり、それを発酵させ、ビン・管に詰めて製品にして、更にそれを飲むところまでを研修しました。缶ビールのおいしい飲み方を教わりました。まず高いところからコップに泡の立つよう注ぐ、暫く待って泡が落ち着いた頃口元から注ぐ、また暫く待って3回目に残りを口元から注ぎ細かい泡をコップの上端から1・5センチメートル位出るくらいで飲む。これが缶ビールの3段注ぎ呑み、実際まるやかな味になります。

昼食は1時から中華街の廣東飯店。休みのせいか、店に向かう通りはひどく混雑していました。テーブルに座って早速研修が終わったばかりのビールの3段注ぎ呑みを試しましたが、空きつ腹では泡の落ち着くのが待てない。で、これは途中にし

て来る皿を平らげて行くことにしました。そうこうしているうちに談論風発が長引き、中華街散策のあと行く予定だった元町・山下公園を中止してしまいました（昼間から飲み過ぎましたかね）。4時半に帰途につきました。帰りのバスでは、例年のごとくビンゴゲームを楽しみました。全員に行き渡った豪華な賞品に、参加者皆さん大喜びでした（注：賞品が豪華だったというのには疑問があるという声が多くありました）。6時少し前に杉並公会堂で散会しました。皆さんお疲れさまでした。さて来年は何処に行きましょうか。あそこ、ここがあれば私までお気軽に希望してください。

第3ブロックバス研修旅行

第12支部長 小泉憲雄

もみじの真紅が 旅情を高める

第3ブロックのバス研修旅行は11月23日の勤労感謝の祝日に、好天のもと実施されました。迎えて第4回目の今回は目的地は茨城県水戸市近辺といたしました。

予定時刻の7時半にはきつちり全員そろっての出発。まず、幹事の榎原さん、永井さんからコースの概要説明等があり、ブロック長の宇田川さんより朝の挨拶をいただきました。

今回募集を開始しましたところ、皆さまの反応がよく即日満席となつてしまい、当初40名を10名分増やし、バスも特に大きいものに替えて受け付け、数を増やしました。

往路のバス車中では、今日の研修としまして、第1部はビデオ研修で、『松下幸之助に学ぶ』成功のための経営』

その①として、「経営道素直に正しく」その②として、「人間育成・人間観を持つ」を鑑賞しました。

第2部は『税金&雑学クイズ』と銘打つての税知識の研修です。例題としては、

①税をお金で納めるようになったのは、いつからでしょうか？ 明治元年、3年、6年

②昭和24年に本当にあつた税金はどれでしょうか？（固定資産税・電柱税・自動車取得税）

③杉並区内には鉄道の駅はいくつありますか？

等々問題が10問ありまして、答案用紙提出後ブロック長より正解発表とその解説がありました。ちなみに49名中全問正解者がただ1人いました。どなたでしょうか？事務局までお問い合わせください。

優秀回答者4名には豪華干物セツトがプレゼントされました。そうこうしているうちにバスは本日の最初の目的地那珂湊市場に到着しました。新鮮で格安な魚や海産物の買い出しで市場内は混雑。昼食は市場内食堂で大

ネタ寿司とアンコウ汁（？）、やつとこからアルコール解禁となりました。

再びバス乗車し、次の目的地西山荘へ。西山荘は水戸の北20キロ程の常陸太田市にあり、水戸黄門さんが藩政を退いてから没するまでの約10年間隠居所とし、晴耕雨読の生活をしながら有名な「大日本史」の編纂をなしたところと知られています。ボランティアのガイドさん達に案内され邸内へ。質素な家屋敷、決して華美でなく上品で小さめの庭園が黄門さんのイメージそのままです。もみじの真紅が旅情を高めてくれます。

そして、次は最終目的地水戸偕楽園です。梅の公園として知られている偕楽園は、今から160年ほど前の第9代藩主水戸斉昭によつて造られ、金沢の兼六園、岡山の後楽園と共に日本三公園として有名です。

晩秋の園内は人影がまばら、皆さん各々思い思いの散道で園内を回り、静かなこの時季の情緒を楽しんでいました。好文亭が工事中で入れなかったのは大変残念でした。やがて、干波湖の湖面に夕陽が写し出される頃帰路につき、ほぼ予定時刻通り荻窪に到着。お約束のスワイガー1匹と甘エビ100匹を抱えて我が家へと向かいました。お疲れさまでした。（尚、文中の全問正解者は永井16支部長でした。）

法人税申告書作成研修会

第13支部長 佐藤熊男

「別表の書き方」

私は今まで確定申告書の作成と聞いただけで面倒だなと思っていました。申告書用紙を手にして記入の仕方を読みかけても、やはり間違つてはいかないかと自信が持てず、決算数字だけを持って知り合いの税務事務所に、よく、指導を受けに行っていたものでした。折から、荻窪法人会の「法人会の法人税申告書の作成研修会」を知り、一度自分で作成してから見て貰おうと、昨年、荻窪法人会の「あなたも書ける法人税申告書」作成研修会に参加した次第でした。今回も、再度、税制改正の有無の心配もあつて復習旁々参加しましたところ、昨年もそうでしたが今年も勧誘中の非会員を含め多くの方々が参加されていらつしやいました。法人税申告書の作成は同申告書に添付する「別表」の作成が出来あがれば、その申告書はほぼ完了といつても過言ではありません。その「別表の書き方」を荻窪税務署の山口上席調査官が、ケーススタディによる問題と回答を、同テキストと関連づけながら話される分り易い解説のほか、応援女性調査官のソフトなご指導もあつて個別の質問も多く出ていました。又、当日は荻窪

税務署柿沼署長のご来場もあり研修会は盛況裡に終了しました。

尚、本年版の分り易い「法人税申告書と決算書の作成手順」（市販価格約3000円）が無料で配布され、会場での聞き漏らしは持ち帰って理解できるという荻窪法人会の親切な企画には感謝しています。



用紙を手に研修を受ける第13支部のみなさん

第23支部 税務研修会

第23支部長 山下民子

「続・いろはカルタ」

11月14日、西高会館で第23支部の税務研修会が行われました。

出席者30名を超す盛況で、まずは第一部門の山口統括官の「肩のこらない話」お人柄そのままの暖かいお話ぶりに会場はふんわりリラックス、いよいよ真打ち登場と山口上席調査官、演目は「続・税務調査いろはカルタ」9月のブロック研修会の



記念撮影する第3ブロックのみなさん

好評を受けての続編です。

納税の大切さをいろはカルタから
真剣にお話くださり、一同身を引き
締めて聞き入りました。

支部の研修会にもかかわらず、井
口副会長、松澤前副会長、井野場女
性部会長を始め他支部からも支部
長さん方がご出席くださいました。

研修会の後の懇親会ではお二人の
山口氏もご参加くださり、支部の枠
を超えて交歓と協力が広がっていく
のを感じられました。

ありがとうございました。



熱心に聞き入る23支部のみなさん



講演する山口上席調査官

平成18年元旦に思うこと

第11支部長 三輪勝久

自己責任で勇氣と果敢な行動を

バック・トゥ・ザ・フューチャーと
いう映画があった。内容はタイムマ
シーンに乗って30年前の世界に迷い
込んだ少年が、無事に現代に戻って
くる物語だ。つまり過去から現代と
いう未来への帰還である。

しかし本来の言葉の意味は「人は
後ろ向きに未来に入っていく」つま
り過去を分析して現在を処する、と
言うことらしい。一見意外に思う人
がいるかもしれないが、よく考える
と正にその通りだ。凡そ学問たるも
のも全てとは言わないが、大部分は
過去を分析することによって成り立
っている。われわれも過去を分析し
てその上で現在を処している。未来
は見えないから。

テンポが疾く不確実な時代の昨
今、別な観点で世の中を処してい
く必要があると思うようになってき
た。つまり「未来を考えて、現在を
処する」こと。未来は見えないが、
自己責任で指針を打ち出してゆく
勇氣と果敢な行動が必要であるよう
に思う。

そこで次のことを肝に銘じて、
本年は邁進したい。

「慣行・緩行・間行にあらずして
勤行・敢行たるべし」と。

厚生事業委員会よりお知らせ

買い物は『荻窪法人会マーケット』で

現在280社が出店され、業種も22種類を数え会員の皆さまには、日頃の買い物や、修理その他いろいろな買い物に『荻窪法人会マーケット』をご利用いただけると確信しています。

荻窪法人会のホームページ上に『荻窪法人会eマーケット』の加盟店と特典券※1を掲載、年4回発行する『荻窪法人会マーケット』のリーフレットを同封しています。 ※1 特典券はPDFデータで出力できます。

■このマーケットの主旨は

【荻窪法人会マーケット】は会員企業の方が工事・修理・宿泊・ショッピング・飲食などをするときに、割引などのサービスを受ける事ができる会員特典のシステムです。

■利用方法は簡単です。

法人会のホームページかリーフレットに添付されている特典券に利用者の会員名を書き、購入先のお店に提出すればホームページやリーフレットに記載されている特典が受けられます。

■加盟店の登録は随時受け付けています。

【荻窪法人会マーケット】に加入希望の会員の方は以下の参考例のように社名(店名)住所、電話番号、特典内容を明記して法人会事務局宛お送りください。(ホームページの登録は約1週間程度、リーフレットは申し込み時より次号の会報(年4回発行)に掲載します。)

※基本的には全会員の方にご加入いただけますが、宗教、政治、マルチ商法などの類はお断りすることがございます。詳しくは事務局にお尋ねください。

まず、特典券を切り取って…

会員名(社名、店名など)を書きます

ご利用になる日付
を書きます

住所を書きます

所属のブロック、支部名を書きます

携帯電話のカメラでQRコードを撮影すると荻窪法人会マーケットの割引券が表示されます。(※撮影方法は機種によって異なりますので取り扱い説明書をご確認ください。)そのデータを保存して買い物をするときに提示すると今までプリントされた割引券と同様のサービスが受けられます。



加盟店には登録シールが貼られています。

モバイルクーポンで…



QRコード



モバイルクーポン画面

加盟店に提出すれば、サービスを受けられます